

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 3 太田 良子 委員 4 山村 京子 委員

また、欠席者は 2 中尾 充紀 委員 9 岩瀬 正則 委員

10 岩井 和男 委員 13 神谷 誠 委員

1 加藤 日登志推進委員 6 黒田 清吾 推進委員

7 大見 直基 推進委員 16 杉浦 泰昭 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第12号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第12号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号11から13及び設1の4件です。申請内容は、売買が3件、地上権の設定が1件です。譲受人の理由は、農耕に精進するため3件、排水管理設のため1件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるため3件、排水管理設のため1件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田2,920㎡、畑0.27㎡、計2,920.27㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第13号議案 農地法第4条の規定による申請について及び日程第3 第14号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第13号議案、農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号4番及び5番の2件で、転用目的は、分家住宅の建築が2件で、申請面積は、田1,025㎡です。

続きまして日程第3第14号議案、農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号16番から39番までの24件で、転用行為別に見ますと、分家住宅の建築が14件、店舗の建築が2件、工場の建築が1件、駐車場が2件、駐車場兼資材置場が2件、社会福祉施設が1件、農業用倉庫の建築が1件、農業用施設が1件です。

面積につきましては、田15,957.09㎡、畑13,739㎡、合計29,696.09㎡です。

このうち農地法第5条による申請、受付番号31番につきまして、別冊の資料でご説明します。右肩に【日程第3第14号議案資料】と書かれた資料をご覧ください。

本案件は譲受人が、譲渡人の所有する田及び畑を転用し、社会福祉施設を設置するものです。譲受人である●●は●●に拠点を置き、主に介護事業や訪問看護事業を行っている法人で、このたび安城市にて策定している第8次高齢者福祉計画・介護保険事業計画、通称「あんじょいプラン9」にて、短期入所や訪問介護等を複合的に行う「看護小規模多機能型居宅介護」が未整備である地域への整備を努めるとしていたところ、譲受人から本計画を提示され、市が求める内容と合致したため本申請を検討するに至りました。なお、本計画は有料老人ホームを併設し、看護小規模多機能型居宅介護の通所サービスから老人ホームへの移行を可能にすることで、同施設内での長期的なサービスを提供する目的で複合型の社会福祉施設となっております。

資料2ページが位置図となっており、資料の概ね中心にある黒塗り部分が申請地となっております。続いて3ページが申請地の隣接地目が分かる資料となっております。なお、公図に載っていない申請地西側及び南側の隣接地目は道路となっております。

本申請地の立地基準は、名鉄堀内公園駅から概ね300m以内の区域にある農地であるため、第3種農地に該当し、許可基準は許可できるとなります。

次に、資料4ページが土地利用計画となっております。雨水の排水計画は敷地内に設置する集水枡を経由して最終枡まで集水し、西側の側溝へ放流する計画となっております。汚水については合併浄化槽にて処理後、最終枡を経て西側の側溝へ放流する計画となっております。土砂の流出は敷地境界にコンクリート

ブロックを設置することで防止する計画となっております。

また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む4条、5条申請あわせ26件いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

申請面積1,000㎡以上の案件については、説明案件の他は、受付番号22番、23番、28番及び30番で、それぞれ5ページから8ページにかけて位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、3月13日月曜日に山村京子委員と大見由紀雄委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第15号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第15号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号2の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田13,374㎡、畑1,529㎡の合計14,903㎡です。本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第16号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等について

なおこの議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員に退席していただき、審議します。審議にあたっては、議事参与の制限を受ける委員が、権利の移転を受ける場合と、権利の移転をする場合がございますので、権利の移転を受ける者の町名を指定した上で審議しますので、ご承知ください。

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第5第16号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

議案1頁目の「令和5年度農用地利用集積計画 実施総括表 令和5年4月15日公告分」をご覧ください。

新規に設定する面積が、49万8,546.75㎡、期間満了による更新の面積が、169万7,431.74㎡、合計219万5,978.49㎡です。

2頁目から6頁目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、山村京子委員の同居の親族が所属する●●に関する事項から審議します。山村京子委員は退席をお願いします。

それでは、山村京子委員に係る集積計画は、議案書の4ページ目の表の上から3人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。山村京子委員は入室してください。

続きまして、鶴田晃康委員に係る事項を審議いたしますので、鶴田晃康委員は退席をお願いします。

それでは、鶴田晃康委員に係る集積計画は、4 ページ目の表の上から 10 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。鶴田晃康委員は入室してください。

続きまして、鈴木貴士委員に係る事項を審議いたしますので、鈴木貴士委員は退席をお願いします。

それでは、鈴木貴士委員に係る集積計画は、4 ページ目の表の上から 11 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。鈴木貴士委員は入室してください。

続きまして、都築英治委員に係る事項を審議いたしますので、都築英治委員は退席をお願いします。

それでは、都築英治委員に係る集積計画は、4 ページ目の表の下から 2 行目に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、杉浦和彦委員に係る事項を審議いたしますので、杉浦和彦委員は退席をお願いします。

それでは、杉浦和彦委員に係る集積計画は、5 ページ目の表の上から 2 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。杉浦和彦委員は入室してください。

続きまして、私が代表を務める●●に関係する事項について審議します。議事参与の制限の対象が議長でありますので、議長は、会長職務代理者の14番、太田千尋委員に交代し、私は、退席します。

それでは、林茂樹委員が代表を務める、●●に関係する集積計画は5ページ目の表の下から11人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の集積計画案は議案どおり決定させていただきます。これより再び、議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、これまで審議した部分を除く集積計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

□ 日程第6 第17号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第6 第17号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回の計画は、利用権設定等促進事業として、相対及び畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。

それでは、「令和5年度農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業分）実施総括表 令和5年4月15日公告」をご覧ください。

今回、新規設定を行う面積が田2,160㎡、畑2,670㎡の合計4,830㎡となっています。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日も承認いただきましたら、4月15日付けで公告させていただきます。

なお、農地中間管理機構によるもの、畑・樹園地利用促進制度によるもの及び農用地利用集積円滑化事業による利用権設定面積は、今回の公告案件を含め3月15日時点で、2,391haとなります。これにより利用権による農地集積率に換算しますと約65.97%となります。

次のページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第7 報告第3号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第7報告第3号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号11から20の10件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が8件、駐車場の設置2件です。面積は、田1,940.70㎡、畑540.66㎡の合計2,481.36㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号13から20の8件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が2件、共同住宅の建築が1件、駐車場の設置が4件、分譲宅地用地が1件です。面積は、田4,914㎡、畑2,173㎡の合計7,087㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、20から42の23件です。解約事由別にみますと、自作するため4件、売却するため13件、他者に賃貸しするため3件、規模縮小のため2件、転用するため1件です。面積は、田31,125㎡、畑943㎡の合計32,068㎡となっております。

最後に、農地改良届についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1の1件です。改良の種別としましては、田畑転換です。面積は、田462㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○ 近藤正俊推進委員

農地法第18条の関係で受付番号28、29のことについて確認をしたいと思います。実は、●●の旧梨畑でありましたが、●●さんのお父さんが亡くなって、●●さんが継いだのですが、その後梨をきれいに整備されております。ところが、ここに、話を聞いておりましたら、国有地も入っているよという様な事を聞いております。これを見ますと、今まで●●さんがやって見えて、草刈等もやってくれていたのですが、仮に●●さんが辞められますと誰がここを責任もってやって頂けるかの確認がしたいし、それから、ここは土手があって以前も申したかもしれないが、木がものすごく茂っている、隣の農地の稲作等々を非常に困っているという話しも聞いていたが、今まで何もしていないわけで、そういった面も踏まえてここは将来管理はだれがされるのか確認がしたい。

○ 細井主査

こちらの管理者ですが、農地法18条関係の2ページ目を見て頂きますと、おっしゃられたとおり、農林水産省国有地となりますが、管理者としては愛知県知事となりますので、ここの管理は、今後愛知県がするという事になります。

○ 杉浦係長

一応、この農地ですが、県が実質管理されるという事でありますので、当然心配されるように、草刈ですとか周りの影響等もありますので、聞いていることでは、県としては年3回、現地の草刈をすると聞いています。何か国有農地で支障があれば、県に連絡して頂ければ対応すると聞いております。

○ 近藤正俊推進委員

お願いしたいのは、木の伐採を。木の伐採と言っても、下から全部切らなくて

も良いので剪定くらいしてくれたらいいし。

○ 杉浦係長

当然、お願いします。

○ 近藤正俊推進委員

県が管理されるという事で、お願いします。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

1 除外申出に係る 27号計画の策定について

上記の協議依頼事項について曾我主事から次のとおり説明があった。

「安城市の農業の振興に関する計画調書」をご覧ください。この調書に記載してあるのは、この後の議事「農用地利用計画変更申出」にも記載のある、先月20日付で出されました農用地利用計画変更除外申出の中の1つです。

本申出地につきましては、現在施工中の県営かんがい排水事業明治用水西井筋地区または中井筋地区の受益地となっています。この事業は既存の排水路の補修や能力の向上等を図るものであり、その受益地内の土地を農用地区域から除外したとしても、事業そのものへの影響は小さいと考えられております。

ただし、法令上の規制としてその事業の完了後、8年を経過しないうちは原則として受益地内の土地を農用地区域から除外することはできないとなっております。そのため、除外転用によってその土地に設けられる施設が、地域の農業の振興に寄与したり、農村集落の維持拡大に寄与したりすると認められる場合、農用地区域から除外することができるようになっております。

今回の案件1は集落内に企業を誘致することによる集落の拡大と、雇用機会の増加により、兼業農家の所有農地を担い手さんへ利用集積推進させる効果が見込めると考えられます。

案件2の分家住宅の建築につきましては、農村集落の維持・拡大や若者等を地域に定住させるための居住環境整備等につながるものであると言えます。圃場整備事業自体に影響がないという前提以外に、こういったものであれば農業

の振興に効果があるかについては、この「安城市の農業に関する計画」に規定されており、各規定の根拠となる法令の条文から27号計画と呼ばれており、農業委員会の意見を聞いたうえで定めることとされておりますので、本日提案させていただきます。

説明は以上でございますので、ご承認頂きますようよろしくお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農用地利用計画変更申出について

上記の協議依頼事項について曾我主事から次のとおり説明があった。

これは令和5年2月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっています。今回の申出の内訳は、農用地区域からの除外が13件、15,819㎡でした。除外の目的別に見ますと、分家住宅が5件、駐車場が4件、駐車場及び資材置場が1件、店舗が2件、工場が1件の合計13件の申し出となっています。

それぞれ詳細につきましては、次のページ以降の調書のとおりです。なお、1,000㎡以上の除外案件の位置図と土地利用計画図については事前に資料を送付しておりますのでご確認ください。

なお、現地調査につきましては、3月13日に、大見由紀雄委員と山村京子委員にお願いし、実施いたしました。

除外案件については、本委員会でご了承いただくことができましたら、愛知県知事との事前協議の手続に移らせていただくこととなります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

3 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

この最適化活動の目標を定めること自体は、従来から取り組んでいるところですが、昨年2月に、国がさらなる最適化活動の推進等を進めるために、令和4年度の目標設定から様式の見直しがされました。従来の運用であれば、毎年5月の運営委員会、6月の定例会において、その年度の目標設定と前年度の点検・評価を合わせて農業委員会に諮っておりましたが、令和5年度の目標設定から

は、新しい年度が始まる前に目標を設定することが求められておりますので、3月の定例会にて協議をお願いするものであります。

まず、1ページをご覧ください。農業委員会の状況を数値で表したものでございます。1ページに記載した数値は、農林業センサスなどの最新の統計数値を利用しております。

次に、2ページをご覧ください。ここからが目標の設定となります。上段のⅡ「最適化活動の目標」のうち、1「最適化活動の成果目標」として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進の3項目が挙げられております。

まず、(1)の農地の集積でございますが、②目標として、「農地の集積の目標年度」の欄があります。こちらの数値について、愛知県の基本方針で定める目標とされましたので、その数値として令和14年度に集積率を80%とさせていただいております。なお、昨年度の当初は、国の定める目標に合わせるとのことで、令和5年度に集積率を80%と記載しておりました。そして、「今年度末の集積面積(累計)(D)」の欄には、現実的な数値として、過去の実績から全体の集積率を概ね1.5%増加と想定し、2,407haとしております。

次に、(2)遊休農地の解消につきましては、該当がありませんので、省略させていただきます。

次に、(3)新規参入の促進でございます。②目標の欄の下段に「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」とあります。国の発想としましては、公表できる貸付け可能な農地面積を増やすことが、新規参入につながる一つの目標数値としているものと考えられます。現在、安城市が実施しております畑・樹園地お見合いシステムで登録されている面積が、約3.5haでございます。その数値の増加率を予測しまして5%増を見込んで、3.7haに設定したいと考えております。

続いて、2「最適化活動の活動目標」であり、令和4年度から設けられた項目です。

まず、(1)1人当たりの活動日数として、令和4年度と同様「7日」としたいと考えております。ただし、この日数におきましては、この3月に国の通知が見直され、前年度の活動日数の実績以上の活動日数を目標として設定することとされました。

現時点では、令和4年度の実績が出ておりませんが、令和4年度の上半期の活動日数が8.92日でした。令和4年度の実績しだいでは、「7日」には設定することができず、「7日」以上の日数に設定せざるを得ない場合が生じます。実績により、「7日」より多い日にしなければならない場合には、実績以上の直近の日数に設定することとなりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

ます。その際には、報告をさせていただきます。

また、この日数にカウントできる活動としては、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進などの最適化活動に資する活動であり、従来と異なり、定例会等への出席は含めないこととなります。しかし、1日の捉え方として、1分1秒でも活動すれば、1日としてカウントしてよいとされていますので、例えば、圃場の現地確認をしたところ、耕作放棄の兆候を確認したですとか、そのような活動内容を含んでも良いと聞いております。

次に、(2) 活動強化月間の設定目標ですが、強化月間には、7、8月の利用状況調査は、いわゆる農地パトロールは設定できないこととされております。安城市では、農地パトロールの一連の流れとして、7、8月の利用状況調査の後に、文書による農地の利用意向調査、不耕作地に対する指導などを行っておりますので、これらを行う月を強化月間としたいと考えております。この点については、昨年度と変更はございません。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標でございますが、これには、事務局のみでなく、農業委員、推進委員が1人以上、相談会などに参加することとされております。令和4年度と同様、安城市のアグリライフ支援センターで野菜づくりコースを受講している方に、安城市が取り組んでいる畑・樹園地お見合いシステムを紹介してまいりたいと考えております。

本日ご承認をいただきましたら、令和5年度の目標の設定等を市のホームページで公開をし、県へ提出したいと考えております。

この件について、説明は以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

4 農業委員会の規定の改正等について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

まず、(1) 安城市農業委員会規程の一部改正についてでございます。定例会資料の4ページ及び5ページの、資料2をご覧ください。令和5年度の市の組織改正に伴いまして、このたび、農業委員会規程の一部を改正する必要が生じました。改正の内容といたしましては、現在農務課が属する「産業環境部」が、この4月1日からは環境部門の課と分割し「産業部」に変更されますので、条文中の、農業委員会の事務局長及び事務局課長の市職員としての役職名をご覧のように改めるものです。

次に、(2) 安城市農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規程の制定

についてでございますが、定例会資料の6ページ及び7ページをご覧ください。これは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日より、全国の地方公共団体の個人情報保護制度について、各地方公共団体が定める、条例を根拠とする運用から、国の法律を根拠とする運用に移行します。これに伴い、安城市は、従来の「安城市個人情報保護条例」と「安城市個人情報保護規則」を廃止し、国の個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項は「安城市個人情報の保護に関する法律施行条例」と「安城市個人情報の保護に関する法律等施行規則」を定めることとしております。

そして、農業委員会の個人情報保護の取扱いについて、安城市と同様の取扱いとするため、従来の「安城市農業委員会個人情報保護規程」を廃止し、新たに「安城市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程」を制定するものです。

実質的な変更点としましては、従来の個人情報の開示請求者に本人や法定代理人以外にも、任意代理人が追加されることや、郵送による開示請求が可能になります。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

5 生産緑地の買取希望者の調査依頼について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

8ページ、資料4をご覧ください。市の都市計画課に買取り申出のあった生産緑地で、公共施設用地として市及び関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件がございました。この申出案件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、営農を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。

申出のあった生産緑地は、●●町の3筆です。面積は合計で2,635㎡、買取希望価格は●●円と伺っております。平米あたり、●●円と伺っております。所在地は9ページに示しております。

この件につきまして、農業従事のための買取り希望者がいらっしゃいましたら、4月17日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長より次のとおり説明があった。

1 最適化活動の活動記録簿の提出について

10ページの、資料5をご覧ください。

昨年4月の研修会において、活動記録簿の作成をお願いさせていただきましたが、その際にお話した記録簿の提出期限が近付いてまいりましたので、本日は、改めて活動記録簿の提出をお願いさせていただきます。

提出の対象となる活動記録の期間は、令和4年10月から令和5年3月までの半年間です。こちらについては、また後ほど研修会にて説明させていただきますが、研修会の「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」と題した用紙を配布させていただきましたので、その用紙にこちらは皆さんが昨年10月に提出して頂いたものと同じものでございますが、こちらに必要事項を記入の上、来月の4月の定例会の際に提出をお願いいたします。

2 生産緑地の買取希望者の調査結果について

先月の定例会におきまして、市に買取申出のありました●●町の生産緑地につきまして、営農を希望される方が取得できるよう買取希望者の調査をお願いさせていただきましたが、その結果、買取りを希望される方は、みえませんでしたので、その旨の報告をさせていただきます。

3 愛知県議会議員一般選挙及び安城市議会議員一般選挙に関する留意事項について

11ページの資料5をご覧ください。任期満了に伴う愛知県議会議員選挙及び安城市議会議員選挙が来月予定されておりますので、農業委員や推進委員の地元候補者等への選挙応援の関わり方について、基本的な考え方を説明させていただきます。

ではまず、11ページの2のところには、農業委員及び推進委員の選挙運動等に関する法制度上の定めについて記してあります。

端的に申し上げますと、法律上で明確に両委員に禁じられていることというのは、(2)の告示日以後に、その地位を利用して、特定の候補者に対する投票を働きかけるなどの行為、つまり選挙運動をすることが禁じられています。逆にいえば、農業委員や推進委員であっても、委員としての地位を利用せずに、私的な行為として行う分には、一般の方と同じ程度に活動できるということにもな

ります。しかし、3の本市農業委員会の対応のところの2行目以降に書いてありますように、「地位を利用している」と感じるか否かは人次第という面もあり、本人にそのつもりはなくても、他の人にはそのように受け止められてしまうおそれもあります。一般の方の多くは、委員のような公の職にある人は、一切選挙運動をしてはいけないという印象を持たれているのではないかと思います。

したがいまして、皆様が義務的に地元候補者の応援に携わる必要がある場合には、資料の下の方の①から③までに書いてあることを目安としていただき、行動をしていただきますようお願いいたします。

この件については以上でございます。

4 愛知県農業会議令和4年度第2回臨時総会

3月27日(月)に愛知県三の丸庁舎で開催されますので、会長及び事務局課長が出席をします。

5 配布物

今月は、のうねん3月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

6 次回予定

次回は、4月24日(月)の午後1時30分から、本庁舎3階第9会議室で運営委員会を、午後2時30分から、第10会議室で定例会を開催します。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時45分、議長は閉会を宣する。